

平成29年教育委員会 第1回定例会

- 1 日 時 平成29年1月26日(木) 13時30分
- 2 場 所 教育委員会庁舎3階 第1会議室
- 3 出席委員 林教育長、笹谷委員、小澤委員、荒田委員、常見委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席職員 教育部長、教育部次長、教育部副参事、学校教育支援室長、学校教育支援室主幹(学務担当)、学校教育支援室主幹(適正配置担当)、教育部主幹、教育総務課長、施設管理課長、生涯学習課長、生涯スポーツ課長、美術館主幹、教育総務課総務係長、教育総務課総務係(書記)
- 6 傍聴人 なし
- 7 議 題
議 案 第1号 小樽市立学校管理規則の一部改正について
報 告 第1号 平成29年度全国学力・学習状況調査について
報 告 第2号 平成28年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について(非公開)
その他 ・寄附採納について
- 8 開 会 13時30分 閉 会 14時20分
- 9 議 事

林教育長 ただいまから、教育委員会第1回定例会を開催いたします。

はじめに、報告第2号「平成28年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について」は、会議規則第18条第1項第5号により非公開とし、議事録については結果のみ記載することとしまして、最後に審議していただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

林教育長 では、そのようにさせていただきます。
それでは、議案第1号の説明をお願いします。

議 案 第 1 号 小樽市立学校管理規則の一部改正について

教育総務課長 議案第1号 小樽市立学校管理規則の一部を改正する規則案について、御説明いたします。一番下の提案理由に記載しておりますけれども、市町村学校職員にも準用される「北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の一部改正が今月1日にありましたけれども、この中で「介護時間」という制度が新設されましたので、小樽市立学校管理規則の休暇等の手続きを定めている部分にこれを追加する必要が生じたものです。

一枚めくっていただきまして、「2 改正内容」ですが、新設された「介護時間」の承認権者を定めるものです。

さらに一枚めくっていただきまして、新旧対照表の左側の改正後、第12条第2項を御覧願います。「学校職員の病気休暇及び特別休暇並びに教育職員の介護休暇」の後ろに下線のとおり、このたび新設された「介護時間」を加え、その承認権者が、校長については教育長、学校の先生等については校長が行うとしたものです。なお、学校職員とは学校に勤務する全職員、教育職員とはそのうち市で雇用している事務員や用務員などを除く道費職員のことで、規則第3条で定義しております。

さらに一枚めくっていただきまして、今回の条例改正の全体概要を御説明いたします。民間労働法制の改正に即して、国、北海道職員、北海道学校職員についても、今月1日付けで、育児休業等に関する条例などが記載のとおり改正されました。主な内容としましては、育児休業等の対象者要件の緩和、介護休暇の分割取得、1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができる介護時間の新設などにより、制度が利用しやすいように改正されたものです。

以上でございます。

林教育長 ただいまの議案につきまして、御意見・御質問等ありましたらお願いします。

(各委員) (異議なし)

林教育長 よろしいですか。

それでは、議案第1号を終了させていただきます。

次に、報告第1号の説明をお願いします。

報 告 第 1 号 平成29年度全国学力・学習状況調査について

学校教育支援室長 報告第1号 平成29年度全国学力・学習状況調査の実施について、御報告いたします。

平成29年度の本体調査の実施日は、4月18日、火曜日となっております。調査対象は、小学校第6学年と中学校第3学年の全児童生徒、調査内容の教科に関する調査は、国語、算数・数学の主として「知識」に関する調査及び「活用」に関する調査となっております。また、これまで同様、生活習慣や学習習慣等に関する児童生徒質問紙調査と学校に対する調査も実施されます。

次に、これまでの調査との変更点について御報告いたします。「6 調査結果の活用」を御覧ください。次年度の調査から、文部科学省では、調査結果の個票データ等を大学等の研究

者や国等の行政機関に貸与することや、平成32年度の中学校調査の際に、平成29年度の小学校調査の結果との関係について分析し、教育委員会及び学校に分析結果を提供することが新たに規定されました。また、小学校調査の結果を中学校に送付することができるようになり、小中学校間で情報共有を図り、成果と課題を継続的に把握・検証し、教育の改善・充実に取り組むことが可能となりました。

それに伴いまして、教育委員会としては、調査結果について、より一層多面的な分析や研究が行われ、自らの教育及び教育施策の改善等につなげることが重要であると考え、個人情報保護条例に抵触しない範囲において、個票データを行政機関へ貸与することや、文部科学省から送付される小学校調査と中学校調査の結果の関係についての分析結果の提供を受けること、小学校調査結果を中学校へ送付することを通して教育施策の改善・充実に取り組むこととしたいと考えております。

なお、小学校から中学校への具体的な送付方法や各学校への周知等につきましては、調査結果の公表時に改めてお示しさせていただきます。

また、平成29年度は、文部科学省が抽出した学校で、調査を受けた児童生徒の保護者が対象となる「保護者に対する調査」も併せて5月に実施されます。調査の内容は、児童生徒の家庭における状況や、保護者の教育に関する考え方等となっております。本調査の実施に当たっては、これまで同様、実施本部を設置し、本調査が円滑かつ確実に実施することができるよう、体制の整備を行ってまいります。現在、各学校では、学力向上改善プランに基づく取組と併せて、「学力向上取組状況票」で進行管理を行いながら、学力向上に努めており、教育委員会としても、その学年で身に付けなければならない学力を確実に定着させるよう指導してまいります。

以上でございます。

林教育長 ただいまの説明に関しまして、御意見・御質問等ありますか。

笹谷委員 保護者の調査ですけれども、対象のところに「文部科学省が抽出した学校で」とあるのですが、小学6年生、中学3年生の全家庭ではなく、一部の抽出された家庭、というふうに捉えていいですか。

学校教育支援室長 はい、そのとおりでございます。小樽が当たるかどうかも分かりません。それで小樽の、どの小中学校ということも今の状況では分かりません。文部科学省が抽出した学校が調査を受けるということになります。

笹谷委員 では、当たれば小樽のどこかの保護者が答えるかもしれないけれども、当たらなければ小樽の保護者が調査を受けることはないということですね。

学校教育支援室長 抽出ですので、そういうことになると思います。

林教育長 よろしいですか。

笹谷委員 聞きたいですね。

林教育長 国では、どのくらいの率かというのは、全然発表になっていないのですか。

学校教育支援室長 率とかは具体的には発表されていません。

林教育長 どのくらいの割合とか、何パーセントくらい抽出する、とか、そういうものも何も具体的には示されていないのですね。

学校教育支援室長 ちなみに前回調査の時には、小樽の一つの小学校が抽出されております。

林教育長 予算の関係もありますからね。どのくらいになるかという。まあ、具体的になってくると示されるのでしょね。だから、結果的には地域だとかそういうのもバランスを取ってやるはずですので、多分抽出校については道教委あたりに文部科学省の方から何パーセントの範囲で、ということで決めて、名簿くださいとか人数の見合いみたいなもの、そういう感じになるのか、もしくは、ランダム、本当の文部科学省の名簿の中から、ランダムで選ぶのか、大体都道府県で同じくらいの人数にするのか、そういうふうに多分なるのかな、と。
他にありませんか。

小澤委員 一つ良いですか。6の文部科学省のところの調査結果の個人データ等の貸与のところなのですけれども、この個人データというのは、例えば一人ひとりの個人名も、そのデータで貸与される中に含まれるのですか。

学校教育支援室長 これについては、今後、文部科学省がガイドラインを決めてですね、取り組むということで、通知がありますけれども、基本的には、個人のデータも含まれます。

小澤委員 データというのは、その個人名が含まれるということ？

学校教育支援室長 それも含まれるというふうに聞いておりますけれども、これにつきまして文部科学省の方から、回答がありまして、学校名や設置者名については、研究等を行うに当たって特に必要であると認めない限り、文部科学省としては貸与しませんよ、ということであったり、それから、学校名や設置者名を明らかにしたデータを貸与しようとするときは、文部科学省として、貸与前に設置管理者の同意を得ることとします、また、それらのデータの貸与を行った場合にも、それを公表するというに当たっては、文部科学省のガイドラインで定める基準に合致しているか否か確認をし、現時点での案では既に公表されている場合又は個別の同意がある場合を除き、閲覧又は転写した結果をそのまま公表することは認められません、ということが、この個票データ等の貸与についての回答として、文部科学省から来ておりますので、そういう個人データ等が流出するとか、そういうようなことにはならないだ

ろうというふうには考えております。

さらに、道教委の方にも、他市の状況もどうかと問い合わせをしてみたのですが、道としても、これを受けるといふ考えでいるといふことは示しておりますし、ほとんどの設置管理者が、これについては同意をするのではないかといふふうには聞いております。

林教育長 まあ、ここですよ。個人のデータ、というところが一番そこは国としてもきちんと対応するといふ条件の下に、やらせてくださいといふ、あくまでも研究目的に限定して、といふことですので、この後でも、いろいろなところで、政策に使えるといふところがありますので、まあいいのかなといふふうには判断します。

小澤委員 既に関係機関、大学などで、そういう分析をして、学校段階でできないようなデータ分析されて、その結果は出ているので、それは望ましいことだと思っておりますけれども、個人名も合わせて、貸与される場所の扱いは相当厳しくやらないと、若干の心配があるかなと思っておりますので、よく分かりました。

林教育長 はい。よろしいでしょうか。
他にありませんか。よろしいですか。
それでは、報告第1号を終了いたします。
次に、その他の報告です。寄附採納についてお願いします。

その他 寄附採納について

教育総務課長 寄附採納について御報告いたします。

1件目は、小樽美術館資料収蔵委員会を経て12月16日に美術品32点を今年度分の寄付として受け入れることになったものです。内容につきましては、後ほどあらためて美術館主幹から御説明いたします。

2件目は、小樽中央ライオンズクラブ様から、12月25日の総合博物館運河館で開催された、子供たちに餅つきを体験させるイベントに使用した、もち米15kgを頂いたものです。平成17年に杵と臼を頂いており、以降、毎年恒例となりましたこのイベントの際に、もち米も寄贈いただいているものです。それでは、美術館への寄付作品の概要につきまして、美術館主幹から御説明いたします。

美術館主幹 平成28年度は市立小樽美術館の収蔵品として、5作家、計32点の作品を新たに収蔵することができました。全て御寄贈によるもので、成田玉泉、大月源二、中村善策、平沢貞通、工藤三郎といずれも小樽ゆかりで全国的に活躍した美術家です。

当館の受入基準に即しているかどうかを検討し、それに値する貴重な作品だとの判断を収蔵委員会でいただきました。

特にエコールドパリの時代に渡仏した工藤三郎は、44歳で亡くなっているだけに、生涯の作品数が少なく、このたび御遺族の手許から散逸させずに収蔵できたことが、大きな収穫

だったと考えています。台帳をお持ちしましたので、御覧いただきたいと思います。ナンバー順になっております。

成田玉泉は、棟方志功を小樽の若い版画家たちと結び付けた功績者です。

大月源二は日本を代表するプロレタリア美術の画家です。

中村善策は当館を代表する画家で、記念室を有しております。

平沢貞通は帝銀事件に関係した画家で、当館は1948（昭和23）年事件前の作品を収蔵することを条件としています。

工藤三郎は、東京芸大出身、明治42年小樽で「羊蹄画会」を開いた歴史的な画家で、パリの開放的な空気のなかで制作した一人です。日本に戻ってからわずか8年しか制作できず、44歳の若さで病没しています。工藤三郎につきましても、御遺族の姉妹で1000万円を超える評価額が算定されており、当館にとって久々の大型寄贈となりました。

以上でございます。

林教育長 それでは、寄附採納に関しまして御意見・御質問等ありますか。
評価額全体で1080万円ということですか。32点合わせて。

美術館主幹 はい、そうです。

林教育長 今まで工藤三郎さんの所蔵する作品というのは、いくらかあるのですか。

美術館主幹 はい。開館当初に10点程度を寄贈いただいております。今回は、御長男の御親族ということになります。

林教育長 はい。質問等ございませんか。

それでは、その他の報告を終了します。

それでは、ただいまから非公開の審議に入ります。報道関係者及び傍聴者の皆様は御退席をお願いいたします。

<非公開の審議開始>

報 告 第 2 号 平成28年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について

学校教育支援室長から、平成28年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について説明し、常見委員、笹谷委員、荒田委員、小澤委員から質問があったほか、全委員が了承した。

<非公開の審議終了>

林教育長 以上をもちまして、教育委員会第1回定例会を終了いたします。